

令和3年度第2回岸和田市介護保険事業運営等協議会会議録  
第2回岸和田市地域包括支援センター運営協議会会議録  
第2回岸和田市地域密着型サービス等運営委員会会議録

<p><b>【案件】</b></p> <p>(1) 令和3年度上半期介護保険事業の運営状況</p> <p>(2) 令和3年度上半期地域包括支援センター運営状況</p> <p>(3) 地域包括支援センター事業評価</p> <p>(4) 地域密着型サービス事業所の指定・更新状況</p> <p>(5) 第8期介護保険事業計画における施設整備の応募状況と選定等</p>	<p><b>【日時・場所】</b></p> <p>令和3年12月2日(木)14:00～15:34 岸和田市役所 新館4階 第1委員会室</p> <p><b>【出席委員】</b> 12名</p> <p>・大谷委員・原田委員・浦田委員・泉本委員 ・岡田委員・山中委員・藤澤委員・山本一委員 ・野本委員・岡本委員・山本博委員・太下委員</p> <p><b>【事務局】</b> 14名</p> <p>・山本保健部長・西川介護保険課長 ・前田調整参事・船津保険料担当主幹 ・蓮井認定担当主幹・川田給付担当長 ・太田地域包括ケア推進担当長 ・野竹広域事業者指導課担当長 ・吉田（地域包括支援センター社協） ・三林（地域包括支援センター社協久米田） ・休場（地域包括支援センター萬寿園葛城の谷） ・西村（地域包括支援センター萬寿園中部） ・丸山（地域包括支援センターいなば荘北部） ・細見（地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷）</p>
---	---

事務局	<p>ただ今から、令和3年度第2回岸和田市介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス等運営委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、公私ともご多用のなか、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議題に入る前に事務局よりご報告申し上げます。本日の協議会の会議録は、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例に基づき、ホームページにて公開することとなっています。念のため、録音させていただきますことをご了承ください。</p> <p>本日の協議会の傍聴についてですが、傍聴の方の人数は4名でございます。</p> <p>傍聴の方には、条例施行規則の第4条に基づきまして、遵守していただく事項があります。「拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと」、「発言しないこと」、「他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと」、「会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと」の以上4点ですので、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、本日の会議成立の報告でございます。本日の協議会は、全委員16名中12名のご出席となっております。よって、過半数の委員のご出席でございますので、岸和田市介護保険事業運営等協議会規則第6条の規定により、本協議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p><b>【配布資料確認】</b></p> <p>それでは、これより大谷会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、改めましてみなさんこんにちは。あっという間に師走になりましてコロナのほうも落ち着くかなと思いましたが、新種がでてしばらく対応が難しいところでございます。こういう状況ではございますが、施策としては粛々と進めるのかなと思っております。お手元の次第のとおり案件がたくさんございます。すこし報告が主になるかと思っております。皆様のご意見を賜りながら進めてまいりたいと思っております。お手元の次第にそって進めさせていただきたいと思ひます。案件の1、令和3年度上半期介護保険事業の運営状況について、事務局よりご報告をお願いいたします。</p> <p><b>【令和3年度上半期介護保険事業の運営状況について 事務局より説明】</b></p>
会長	<p>ありがとうございました。上半期の介護保険事業の運営状況の報告がございました。これについて、何かご質問とか、もう少し説明して欲しいとかいうところがあればお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。</p>

委員	以前にどなたかが聞いているかもしれないのですが、4頁のところサービス利用の状況ですが、平成29年度のところでいったん落ち込んでいるのですが、この現象はなぜでしょうか。
事務局	総合事業が開始されたことによる影響と思われます。
委員	総合事業に流れた分が減っているということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	最後のところ、訪問看護の数が、全国・大阪府平均より少ないということではなかったですか。
事務局	一人が利用しているサービスの給付月額が少ないです。給付単価が、ステーションと診療所で違うなど、色々調べたのですが原因ははっきりしていません。
委員	このなかには、診療所から行く分も含まれているのですか。
事務局	はいっています。給付実績を調べた月では、診療所からいくのとステーションからの比率は1:9ほどになっています。
会長	他の委員の方がいかがでしょうか。ないようでしたら、案件を進めさせていただいてよろしいですか。ご質問あれば、最後にお受けさせていただきたいと思います。それでは、次に案件の2、令和3年度上半期地域包括支援センター運営状況について事務局の方から報告を受けたいと思います。よろしく願い致します。
事務局	<b>【令和3年度上半期地域包括支援センター運営状況について 事務局より説明】</b>
会長	ありがとうございました。幅広くご報告いただきました。特に特殊詐欺、犯罪予防というところでもご尽力いただいております。様々な地域の社会資源にも働きかけていただいております。 他何か、ご質問等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員	さきほど、いなば荘牛滝の谷さんの方で特殊詐欺に大変ご尽力いただいたということですが、最初のコンタクトがいきなりメールとかではないと思うのですが、スマホなのか家の電話なのか、とかはわかるでしょうか。

事務局	高齢者の方が多いので家の電話が多かった印象です。意外とパソコンを使う高齢者が多いことが発覚しまして、つかえるけれどもメールがきてそこにアクセスしてしまっってプリペードで100万円してしまった方もあり、パソコンを使っている高齢者が詐欺にあうケースも意外と多くありました。携帯電話よりも自宅の電話が多かった印象であります。
委員	私の親も高齢で、対策として家の電話を留守電にすぐにつながるようにして、でないように伝えていて、そういった取り組みも可能であればお願いしたいと思えます。
事務局	一度こうなつた方は、対策としてナンバーディスプレイや留守番電話に変更している方が増えていまして、啓発を続けていきたいと思えます。
会長	ありがとうございます。ご提案いただきましたので検討して進めていただけたらと思えます。他の委員の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では、議事を進めさせていただきたいと思えます。 それでは、次に案件の3、地域包括支援センター事業評価について事務局の方から報告を受けたいと思えます。よろしくお願ひ致します。
事務局	<b>【地域包括支援センター事業評価について 事務局より説明】</b>
会長	ありがとうございます。事業評価について事務局からご説明があつたところでは。今のご説明について、ご質問等あればお伺ひしたいと思えます。いかがでしょうか。
委員	Q28、29 なのですが、センターに対して窓口の設置とは、センターが市役所に相談する窓口なのでしょうか。
事務局	市民さんが問い合わせる、相談者が包括支援センターに相談する窓口です。
委員	市民が包括に相談する窓口が、周知がされていないので×になっているのですが、窓口としては夜間でも包括に繋げるといふことですか。
事務局	緊急性のすごく高い場合に、法人のほうで対応できる体制をとっていただいているのですが、一般市民に全戸周知している訳ではないので、×にしています。
委員	周知はされていないけれど、夜間対応できることを知っていれば連絡がつくとい

	う可能性があるということでしょうか。
事務局	民生委員の地区長さんであったりとか、キーパーソンになる方には必要に応じて連絡体制をとっていただけるような形にはなっています。
委員	市民自ら、包括に連絡することはできないということですね。
事務局	そこまでは、今周知できていない状況です。
委員	○圏域の包括支援センターと繋がってしまっていて、問題点があったときは夜遅くになっても連絡させていただいています。その時点では解決しなくても、こういう事項があるので検討お願いしますというような形をお願いしています。大変だと思うのですが、こころよく引き受けていただいているので、次の日にはこうなりましたとかのご報告はいただいていますので、他の地域の包括さんもそういうような形でされていると思います。
会長	<p>ありがとうございました。こういう実態で運営されているということでいいですね。</p> <p>周知について、市民全部に公開ということは業務上少し困難かなと判断致します。そういう形で、緊急時の対応は行っているというご報告でありました。</p> <p>他はいかかでしょうか。よろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきたいと思います。4番目、地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<b>【地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について 事務局より説明】</b>
会長	<p>令和3年8月から11月まで特に変化がないという状況で、現状としては維持されているというご報告でございます。これについて何か、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。小規模多機能型居宅介護事業所がようやく受けていただくことができたところで、ほっとしているところでありますけど、このまま維持いただければと改めて思っているところであります。</p> <p>それでは、次の案件に移りますがよろしいでしょうか。</p> <p>案件の5番目になります、第8期介護保険事業計画における施設整備の応募状況と選定等について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<b>【第8期介護保険事業計画における施設整備の応募状況と選定等について 事務局より説明】</b>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局の方から、ご報告いただきました。広域型特別養護老人ホーム50床の募集をしたのですけれども、応募要件を満たさないということで、再度募集するということになりました。それ以外の、地域密着の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については1法人、特定施設入居者生活介護サービス事業者については2法人168床を選定した報告でございます。</p> <p>ご質問あればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。私のほうから、最初に利用率が1.6%であるのが、50床増えれば0.1%上がるのが、30床だったらどうなる見込みですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>0.06%になる見込みです。</p>
<p>会長</p>	<p>少しさがりますが、計画等含めて検討させていただくことになっています。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではお認めいただいたということでよろしいでしょうか。</p> <p>つきましては、本協議会は今年度本日で終了することになっております。再募集の結果については、スケジュールの都合上書面で各委員の皆さまにご報告という形をとらせていただきたいところでございますが、この点よろしいでしょうか。ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。再募集の結果については、後ほど各委員の皆さまには書面でご報告申し上げるということでご了解をいただいたところでございます。案件については以上で、今までのところで振り返ってみてなにかご意見よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>3番の地域包括支援センターの事業評価のところなのですが、22頁のセンター指標の一番上のところのQ11、市が定める運営方針の内容に沿ってと書いてありますが、これが具体的にどういうことなのかということが1つと、これは毎年変わるものなのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>運営方針については、大幅な変更はありません。契約内容については、令和元年度に一部変更ありましたが、方針についてはそのまま継続しております。</p>
<p>会長</p>	<p>市の方針としては、介護事業計画に則った趣旨の施策を展開するところで、介護予防を含めて市と協力して地域づくりあるいは介護予防の支援をいただいて、事業計画の中にも示している権利擁護などの事業を運営するようなことで、方針としては国の設置基準に添って、基本的に進めているところでございます。</p> <p>他はいかかでしょうか。</p>

委員	評価のところなのですが、Q74なのですが、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定で市のほうで×になっていますし、センター指標のほうでも各包括が×になっているのですけれども、このことの説明をお願いしたいと思います。
事務局	平成30年は×になっていますが、令和3年では○になっています。表の見方ですが、手前が最新となっています。
委員	わかりました。介護予防については、とても大切だと思っていたので、その点で×が気になりました。
会長	他の委員の方いかがでしょうか。
委員	5頁なのですが、下の方のグラフで高額介護サービス費が伸びているのに対して、特定入所者介護サービス費が減っているのはどういうことですか。
事務局	下の表×印、特定入所者介護サービス費の減少についてになるのですが、令和3年8月に改正がありまして、対象者の預貯金等の要件、限度額が変更になった影響で減少となっています。
会長	ありがとうございます。他の委員の方よろしいですか。
委員	今日の案件にはないと思うのですが、高齢者入浴モデルがあると思うのですが、こちら運営団体が市なのか、包括さんなのか、社協さんなのか存じ上げてなく申し訳ないのですが、要介護1未満の方の入浴難民というか入浴について高齢者入浴モデル事業が数年前からあると思うのですが、中にはご自宅に浴室がないというお宅もあるなかで入浴モデルをされている民間企業であったりとか、歩いていくには近隣にはないという所が多くて、入浴モデルをやっているのは知っているし周知はされていると思うのですが、あっても行くことができないという方が大半多くいらっしゃると思うのですが、そういった方への対応とかなにか今後についてお考えなのかということと、そういう方が入浴を受けようと思っても、要支援とか事業対象者は入浴の支援を受けられないので、極端な話し、入浴を受けるために区分変更なり介護申請をして、介護度をあげてサービスを受けれるようにする形をとれば給付があがる悪循環になりますし、そういったことについてどうお考えなのか教えていただきたいと思います。
会長	○委員から、高齢者入浴モデル事業の適用はどうかというご質問です。

事務局	高齢者入浴モデル事業につきましては、福祉政策課の方が主管課で実施しているのですが、本日の会議に出席予定であったのが急な業務が入ったことで、今出席していないので詳細の部分はわかりかねる状況です。
会長	福祉政策課ということは、介護保険の総合事業でないということ？
事務局	総合事業の中には入っていません、市単独事業として行っています。
会長	条例で設置していますか？
事務局	条例であったか、要綱であったかも、今はわかりかねます。
会長	岸和田市としては、単費として実施しているところです。総合支援のA・B・Cのうち、サービスCで専門職が入って介護予防を進めていたのが岸和田モデルとされていたのですが、その後はどうなっていますか？認定率が変わっていないし、効果という意味でどうでしょう？この前の計画のときには、結構力を入れていたと思うのですが、そのあたりわかりますか。
事務局	資料を持ち合わせていないのですが、サービスCに参加されている方のその後の追跡調査をしています。国民生活基礎調査で、75才以上の方が1年後の介護度が改善する率が8%とでていますが、サービスCに参加された方は、3割、30%ぐらい介護度が改善しているデータがでてきますので、サービスCを利用していただいで介護度が改善しているデータはでてきているのかなと思います。市内で2カ所の実施となっておりますので、大きく展開していけたら介護度に改善がでてくるかもしれないですが、そこまでには至っていないのかなと思います。
会長	そのあたりの評価をだしていただいたら、非常にわかりやすいかなと思います。あわせて、体操がコロナ禍で出来ないことで認定率が上がったとか、実施していたら下がったとか、そういうことも教えていただければありがたいと思っています。あと、先ほどの包括の説明の中に入っていました法律相談ですけれども、どういった法律相談があるのかということをもとめて報告いただいたら、皆様のお役に立てるのではと思うのですが、そのあたりどんな相談が多いですか。
事務局	弁護士を交えて、2カ月に1回開催させていただいています。多い相談は、相続に関する事、住宅の権利問題など、権利・家族関係に関する事であったと思います。



<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。昔のように、3世帯で住むことが少なくなってまいりますと相続の関係、単身で暮らすことが不安とか、買い物を含めて色々なことが出てまいります。それに備えて、そういったことを知っていただく周知を行っていただくことが、住民にとっても改めてありがたいのかなと思います。</p> <p>振り返って、聞いておきたいことは他にないですか。</p> <p>これで、審議の方を終える形になります。</p> <p>少し残した課題として、先ほど〇委員からご質問のあった、福祉政策課で進展している高齢者入浴モデル事業について、情報を入れていただくと助かるかなと思っています（※）。余程急な案件がない限り、先ほどご了解いただきましたけれど、広域型特別養護老人ホームの選定業務については、選定委員会の中で選定し、結果については皆様に書面でご報告することをご了解いただいたところでございます。本協議会は年2回、予定では来年7月、11月に開催させていただきたいと思っています。</p> <p>今後とも皆様のご協力をいただきながら運営を進めさせていただいて協議をさせていただきたいと思います。12月お忙しい中ご参集いただき、改めてお礼を申し上げて、ご意見をいただきスムーズに運営できたことをありがたく思っています。改めて御礼申し上げます。これで第2回の会議を終了させていただき、私のほうの議事進行は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>自動車でご来庁の方には、無料券をお渡ししますので、お忘れなくお受け取りください。傍聴の方は、本日の資料を机の上に置いたままにし、お持ち帰りされないようお願いいたします。資料6については、回収しますので机の上に置いたままをお願いいたします。</p>

※高齢者等入浴支援モデル事業は、介護保険制度の要介護認定を受ける可能性が高い二次予防事業対象者に、デイサービスなどの通所介護事業所における入浴機会の提供を通じた「介護予防を目的とした事業」として、要綱により平成 28 年 6 月から試行的に実施開始しています。平成 29 年 4 月に開始された「介護予防・日常生活支援総合事業」での通所型サービス A（基準緩和サービス）は入浴や機能訓練は含まないため、より一層の介護予防を図るため、対象者の範囲を拡大し、通所型サービス A（基準緩和サービス）該当者も利用可能としております。

しかしながら、昨年度からのコロナ禍による影響等により一部の実施事業者では利用者の減少が見受けられます。これらはコロナ禍による一時的な状況であり、適切な事業の検証が困難でありますので、引き続き検証を行いたいと考えております。

ご質問のございました実施事業所の拡大等については、現在試行的な事業でありますので、事業内容の変更を行う予定はございません。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の制度の改定についても予定しておりません。